

平成27年度

第1回杉並区まちづくり景観審議会
議事録

平成27年5月20日（水）

議 事 録

会議名		平成27年度第1回杉並区まちづくり景観審議会
日時		平成27(2015)年5月20日(水)午前10時15分～午前11時55分
出席者	委員	有賀、大澤、日置、田邊、大倉、樋口、松本
	説明者(区)	政策経営部 施設整備担当課長 都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長 都市計画課長、まちづくり推進課長、 建築課長、土木管理課長 土木計画課長、みどり公園課長
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度第1回まちづくり景観審議会座席表 2 杉並区まちづくり景観審議会委員・専門委員名簿 3 千日紅同好会(テーマ型まちづくり協議会)の認定について (まちづくり景観審議会資料1) 4 杉並区景観計画の見直しについて (まちづくり景観審議会資料2) 5 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について (まちづくり景観審議会資料3)
議事次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> ① まちづくり協議会の認定について(千日紅同好会) 2 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> ① 杉並区景観計画の見直しについて ② 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について

平成 27 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 それでは、定刻となりましたので、平成 27 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会を開催します。本日のまちづくり景観審議会については、〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員から欠席する旨のご連絡をいただいております。したがって、現在、まちづくり景観審議会 10 名のうち 7 名の委員の方が出席されておりますので、第 1 回まちづくり景観審議会は有効に成立しております。

それでは、開催に先立ちまして、今回出席しております区側の理事者の紹介を都市整備部長から紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 皆様、おはようございます。都市整備部長の渡辺です。4 月 1 日付で都市整備部長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私から、今回出席しております理事者の紹介をさせていただきます。

まちづくり担当部長の門元です。

土木担当部長の浅井です。

都市計画課長事務取扱都市整備部参事の北風です。

土木管理課長事務取扱都市整備部参事の吉野です。

施設整備担当課長の伊藤です。

まちづくり推進課長の河原です。

土木計画課長の友金です。

みどり公園課長の土肥野です。

建築課長事務取扱都市整備部参事の佐々木です。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長 本日は、都市整備部長は別の会議がございますので、このあと審議途中で退席させていただきます。それでは、審議会の開会を副会長、よろしくお願いいたします。

副 会 長 皆様、おはようございます。ただいまから平成 27 年の第 1 回杉並区まちづくり景観審議会を開会します。今、事務局からお話ございましたとおり、きょうは会長がご欠席ですので、副会長の私が議事を進めてまいりますので、どうぞご協力方、よろしくお願いいたします。

本日の傍聴の申し出はどのようになっていますか。事務局からお願いします。

まちづくり推進課長 傍聴の方はいらっしゃいません。

副 会 長 それでは、事前に郵送いただいたものも含めて、きょうは幾つか机上配付もございましたので資料確認をいただいて、それから議題の宣言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、資料の確認です。本日席上配付のものだけでよろしいでしょうか。

副 会 長 はい。過不足がないか確認いただければいいと思います。

まちづくり推進課長 本日席上にお配りした資料は、本日の次第、座席表、景観審議会委員・専門委員の名簿です。

後ほど報告事項で使用する景観法の概要は資料2-①から④までございます。最後にテーマ型まちづくり景観審議会及び千日紅同好会についてA4の資料が1枚ございます。

本日の席上配付の資料は以上です。よろしいでしょうか。

副 会 長 皆様、過不足はございませんか。

それでは、早速議題の宣言をお願いします。

まちづくり推進課長 それでは、本日の議題です。

まず、まちづくり協議会の認定についての意見聴取です。杉並区まちづくり条例第16条第1項及び杉並区まちづくり景観審議会条例第2項第2条第1項の規定に基づいて区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いいたします。

それから、本日は報告案件が2件ございます。1件は杉並区の景観計画の見直しについてです。

もう一つは、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について報告させていただきます。

副 会 長 それでは、この議題に沿って最初の審議案件のまちづくり協議会の認定についてということで、千日紅同好会（テーマ型まちづくり）協議会の審議のご説明をお願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、私からまず千日紅同好会のこれまでの経緯などをご説明します。きょう、席上配付させていただいた最後の資料をごらんください。

これは事務局で本日のまちづくり協議会及び千日紅同好会の経緯などを簡単にまとめたものですので、こちらをごらんいただきながら説明をお聞きくだ

さい。

千日紅同好会は杉並区堀ノ内在住の区民の皆様方で構成されております。商店街の空き店舗などもある中で、その商店街に花を咲かせて、活性化をさせるとともに、近隣の住民の皆様方の憩いの場にしていきたいという思いから平成 24 年に結成されました。また、平成 25 年には区のまちづくり団体として登録されました。

また、区のまちづくり助成については、平成 24 年にはまちづくり助成のピグナーコース、平成 25 年及び平成 26 年の 2 年間はステップコースの助成を受けておられます。そうした中で商店街や近隣のまちに千日紅の花を咲かせるさまざまな活動を行っていらっしゃいます。

今回はテーマ型まちづくり協議会として申請されました。このテーマ型まちづくり協議会については、平成 22 年に認定されたまちづくり上井草、また平成 24 年に認定された久我山緑の散歩道に続いて 3 番目の申請です。

この千日紅同好会の活動の主目的ですが、資料の会則のとおり、まちの緑化、地域の活性化、住民の癒しの空間の提供を行うことなどとなっております。

まちづくり条例等の一定の要件については、杉並区まちづくり条例施行規則第 12 条に規定している要件を満たしていることを確認しております。また、同施行規則第 14 条のテーマ型まちづくり協議会の申請書などは、本日に全て提出されております。

最後に、本日お配りした資料でもう少し簡単にご説明します。まず、資料 2 番の千日紅同好会についての（2）活動区域の下に、杉並区の中の活動区域の地図を載せております。面積は約 4.5 ヘクタールで約 5,000 世帯です。

また、先ほどお話をしましたが、既に認定をされているテーマ型まちづくり協議会の位置についてもあわせて記載しておりますのでお目通しください。

裏面には先ほど申し上げたまちづくり条例の該当の条文の抜粋を記載しておりますので、参考にさせていただければと思います。私からは以上です。

副 会 長

どうもありがとうございました。

続いて、協議会の申請者の〇〇様が会議に出席されています。どうもご苦労さまです。申請の内容についてご説明をお願いします。

協議会申請者

おはようございます。千日紅同好会の〇〇と申します。今までまちづくり博覧会で助成していただいて活動してきました。それで皆さんに、ここに申し込んでみたらどうかといわれまして図々しく来ましたが、7名ぐらいの方と

お話しすればいいと聞いてきたので、こんなにたくさんいらして今心臓がバクバクしています。

千日紅同好会の活動を始めたのは、実は8年前に商店街の活動を始めたことがきっかけで、商店街と地域の活性化を10年計画で立てました。商店街活動の最初の4年間は、地域の皆さんとのコミュニケーションのために時間を割いてきました。それで24年4月から千日紅同好会という個人的な会をつくりました。

商店街活動や地域の活動をするときに、どこかに所属すると、これはやってはいけないとか、これはどうなのかといわれることがありますので、自分で商店街の中の活動で協力できることとしてこの千日紅の花を選びました。

この花を選んだのは、種を自分たちでまいて、苗を育てて、花を咲かせる。これを皆さんに提供することで喜んでいただけるので、毎年無理なくできると思って決めました。

今は商店会でも、昨年からは杉並プロジェクトというものを組んでいただいて、杉並区で商店会に補助をしていただき、千日紅市までもつくっていただくことができました。

今までは個人的にしてきたのですが、それからは周りにたくさんの方の出たので、その方々と一緒にやるには自己資金ではちょっと無理が出てきたところもありますのでこの会に申し込んでみました。

今までは10年間、花を外で育てたのですが、これは全部自己資金でやってきました。今は仲間がたくさんできて、その若者たちがこれからこの千日紅市を引っ張っていってくれるということなので、その人たちの応援も生きるように考えてここに来ました。こんな感じでよろしいですか。

副会長

大変よくわかりました。ご丁寧にありがとうございます。

こちら側（委員席）に座っているのが7人という意味だと思いますが、ただいまから少し意見交換も含めて審議を進めていきたいと思います。委員の先生方から配付されている資料の内容、いま口頭でご説明いただいたことについて、忌憚のないところでご質問並びに何かご意見がございましたらいただきたいと思います。よろしく願いいたします。どなたからでも結構ですのでお手を挙げていただければと思います。

委員

質問という意味ではなくて、単純な、ざっくばらんに伺いたいというレベルの話だと受け止めて説明をいただければと思います。

事前の資料を見せていただいて、このシーズンではまちが大変きれいだろうと思って、ちょうどいいときには、商店街は別にしてこの花だけ見に行こうかと思いました。

1点、もう当初から10年も続いていますから基本的にはいいことだと思いますが、俗にいうと外来植物の仕分けに入るわけで、日本国内のいろいろなきれいな草花があるのに、何で千日紅を選んだのかと聞いてみたいと思いました。

副会長

では、〇〇さんからよろしくお願いします。

協議会申請者

実は、妙法寺様というお寺で5月にお千部という会があります。それは全国から来たお坊さんたちが、その期間に千部のお経を上げるんですね。それを千部会（せんぶえ）といいます。

私がこの千日紅を選んだのは、うちの商店街の中にきれいに咲かせている奥さんがいました。その花が夏の時期に赤い花と緑の葉っぱがとても生き生きとして見えたんですね。うちの商店街に元気がなくなっているの、何とか元気を出したいという思いと、花言葉に「不屈の愛」というのがあったんですね。

自分でできることは、人と人をつなぐといったところが自分はきっと得意なんだと思うんですね。それでこの千日紅の花を通して、千日紅とお千部と商店街の活性化とを結びつけてこの花に決めました。

委員

わかりました。ありがとうございます。

副会長

どうもありがとうございました。続いてほかにいかがでしょうか。

委員

私もこういった商店街のまちづくりには大変興味があって、全国でまち歩きをしていろいろな商店街を見ること多いのですが、こういう花のある街づくりは非常に明快ですし、今回は千日紅という1つの花に特化してまちづくりを進められるということなので、そういった意味でも非常にわかりやすくて親しみやすい取り組みだと思います。

特に草花の場合はすごく見栄えがいい時期とそうでない時期があって、こういう同好会の会勢が衰えてくると、やはり徐々に裏の風景が見えてしまうというようなところがあるという商店街も少なくないということ。

それから、草花ですからかなり身近に見えるもので、草花が入っている器にかなり目が向かうというような視覚的な特性があると思います。

特にこういうまちづくりをしていただく点で、長い視点を持っていただくの

が重要ななと思っています。長い視点で無理のない範囲で、会員の方が好きなきに参加できるとか、あるいは器自体はある程度共有するとかで、きちんとした質のあるものを保つとか、そういう取り組みの工夫もあると思います。この活動自体は非常にすばらしいと思いますが、長い視点でもって。

それから、若い学生さんに長くつき合っていただけるようにぐっとつかまえておくとか、そういうことも重要だと思います。ぜひ長い視点で取り組んでいただければと感じましたので頑張ってください。

協議会申請者

ありがとうございます。

副会長

ありがとうございました。応援演説ですね。

委員

そうですね。

副会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員

2点ありますが、まとめてよろしいですか。

1点は団体に対する質問です。この主な活動内容を拝見しますと、福島県の川内村との交流とか支援をやっておられるということで、大変すばらしいことだと思います。また、多分これは息長くお続けになるということかと思えます。

経費のことですが、区内で活動している分には今は何とか回っているのかもしれないけれども、これを広域的に広げようとする、また結構経費も余計にかかってくるのではないかと思います。今後の資金の確保といったようなことについてどのようにお考えなのか。何か特別にどこか行政の補助金とか支援を得るとか、そんなこともお考えかどうか、その辺を伺いたいというのが1点目です。

2点目は行政に対する質問です。行政の支援をされている活動としては、こういう緑関係の活動で、例えばみどり公園課の所管の公園育て組あるいは花咲かせ隊とかあると思います。多分この地域でもそういう公園育て組あるいは花咲かせ隊等が活動していると思いますが、そこにまたこういうテーマ型まちづくりの協議会が入ってくるという中で、そういういろいろな団体間の調整などについてどうお考えなのか。

俗っぽい言い方をしますと、そういう団体間で勢力争い的なものが起こることはないのかという懸念がちょっとあります。この団体の事前に配られた資料を拝見しますと、この千日紅プロジェクトというこのチラシの中の最後のほうに、「杉並区（地方自治体・地域活動組織・グループ）との協働も十分に

考慮する」と書かれています。わざわざこういうことを書かれたということは、この辺はほかの団体との関係等も懸念されているのかという思いがしました。その辺、行政としては何かご指導等を考えておられるかを質問したいと思います。以上2点です。

副会長 最初の1点目は〇〇様にお答えいただくのでよろしいですか。では、1点目をよろしく願います。

協議会申請者 資金面に関しては、ほとんど1年目は足りていませんでした。1年目に3万円をいただいたときには目いっぱい土を買いました。

2年目は、今度は7万円もいただいたので思い切って鉢を買いました。3年目には各学校とか福島のこともそうですが、1年目は済美小学校の校長先生から、60周年の記念にこの千日紅の花を皆さんにプレゼントしたいということでお仕事を頼まれました。

私はうれしくて即決で返事をしたのですが、そんなことができるわけではないとメンバーからはブーイングでした。でも、自分としては千日紅を毎日植えているので大丈夫だと思ったのでお引き受けしました。そうしたら、学校でお引き受けすると土も鉢もみんな用意してくださったので、お金がそこではかかりませんでした。だから、余計に胸を張ってやってきて耐えられました。

それを続けていたら今度は堀之内小学校で、千日紅のことを教えてほしいというので行きました。

1年目のときには済美小学校がまず授業に取り入れてくれました。それで自分1人で行ってもわからないので、親しくしている園芸家と行って、選定方法を子どもたちに教えて、植えるのから育つまで一緒にやりました。

堀之内小学校は去年から始めました。おとといにお手紙が来まして、その中に千日紅市の千日紅の花を植えている箇所とか、妙法寺門前通り商店街のイベントといったことの取り組みがとても大きく載っていたので、お見せしようと思って持ってきました。

あと福島に関しては、このおじさんが済美小学校で門番をしていたんです。千日紅を育てに朝晩行っているときに、この花が福島で咲いたらみんなが元気になるとこの方がおっしゃっていたので約束したんです。

自分としては、見えない活動よりも誰か相手がいる活動のほうが良いと思ひまして、次の年に2泊3日、電車で行ったりして、みんなで植えてこれだけ咲くようになりました。11月に行ってこの苗を回収して、それでこの苗の種

をことし植えました。それを持ってまたことし行く予定でいます。

どこでも千日紅を植えたいと願うところには行こうと思っています。予算に関しては、そのときには最低限、自分たちの交通費があれば、あとは向こうで土とか用意してくださると思っています。

それから、福島県のここに偶然行ったら、福島県の商店街ではなくて、度忘れしてしまいましたが、村役場の村長さんをしていただいた方のご夫婦とお会いしたんです。その奥さんがとても精力的で、30%も戻ってきていない人をまちに戻したいという願望でそば打ちを一生懸命やっています。その方にお会いしたことによって、自分たちがやっていることをとても喜んでくださったんですね。来年はもっと大勢で来て、もっときれいに咲かせましようとお約束して種を植えています。

お金に関しては、今回までの交通費や去年自分たちが泊まったり、電車賃や花を送ったりするのにとてもお金がかかり過ぎたんです。でも、いつも何かをするために2年計画でちょうど自分は貯金をしていましたので、それで行ってきましたが、かなり無駄なことが多かったことに気づきました。

皆さんは今まで会費が1,000円だったのですが、1,500円にするとバーゲンのときに土が2袋買えます。それで20人になると40袋買えることに気づいて、会費を上げさせてもらいました。

それから、苗を2,000ポット運ぶのですが、去年は運送会社をお願いして持っていきましたが、すごくお金が高いことがわかったので、ことしはバスをチャーターして、そのバスの中のトランクに苗を押し込んで、22名が集まって行くことになっています。だから、これからは予算面ではそうやって少し省けるところは省きます。

また、みんなが提供してくださることもいろいろありました。朝起きるとお店の前に（写真のように）こうやってどうぞ使ってくださいと土が置いてあるんです。きれいな焼き物の鉢もたくさん置いてくださっているので、皆さんからそういったところで協力していただいて頑張っています。

あと行政のこととかそういうことは全然わかっていませんのでお任せしています。

副会長 どうもありがとうございました。続いて2点目のご質問について事務局から
お願いできますか。

みどり公園課長 花咲かせ隊、公園育て組については活動が所管の公園となっております。こ

ういう民有の緑との関係でかぶるといふところはございません。

みどり公園課では「みどりのベルトづくり」をやっております。民有の緑と公共の大きい緑あるいは民有の農地だったり屋敷林だったり、緑をつなげていこうという運動をしております。

とりかかりは高円寺の地区で、ある程度の年数を経て、先ほど〇〇さんからもお話がありましたが、緑とは人づくりということで、人とのかかわりが大事ということで1つ、高円寺で取り組みをしております。

その成果が徐々にあらわれてきています。それを高円寺だけではなくて、区全域に広げようということで、新規の開拓地区を模索しているところです。

この千日紅同好会のお話も知っております。そのときに私はまち歩きをしておりますが、そういうみどりのベルトづくりを始めたいという方々とかがかかっていると思います。ですので、まだ細い糸ではあるかもしれませんが、徐々にそういう芽が出てきていることも私どもは把握しておりますので、それをぜひ太い糸にして、資源等としていきたいと考えておりますので、その辺はどうぞご理解ください。

副 会 長

ありがとうございます。

都市計画課長

補足させてください。

副 会 長

どうぞ。

都市計画課長

以前に地域課にいたものですから少し補足させてください。

今、区役所の場合、縦割りで商店街、公園となっておりますが、実は地域課はそういう縦割りに横串を差すセクションです。いろいろな地域活動をされている方を、例えば一緒に協働にするとか、いろいろな仕事を主としてやっているところで、この地域ですと高円寺の地域活動が担当しておりますので、何とか一緒にできることはないかとか、いろいろ相談していただければ副参事がおりますので、いろいろおもしろくなるのではないかと思いますのでよろしく願いいたします。

副 会 長

ありがとうございました。

委 員

資金の問題で持ち出しが余り長くなるとなかなか続かなくなると思いますので、何か適当な助成金とか補助金とかそういうのを探すとか、あるいは商店街からの寄付をいただくとか、何かそんなことを長期的に考えられたほうが良いと思います。

副 会 長

ありがとうございます。委員の先生方、ほかにいかがでしょうか。

委員 たまたま私はまちづくり助成活動の審査員もやらせていただいております、ビギナーのときから千日紅さんの活動をずっと見守らせていただいております。先ほど〇〇委員もおっしゃったように、花が咲き終わった後とかはすごくみずぼらしくなってしまうところを、終わった後にその鉢に違うものを植えたりとかして、商店街というところも意識して、皆さんを呼んできれいな商店街を見せたいというところも努力しながら、当初は高齢者ばかりのメンバーの方で結構苦労されてきました。でも、もう3年目になると、SNS、インターネットを駆使されていて、それからメンバーを募って、今回見ると若いメンバーが大分ふえているので、すごく頼もしくなったと思っております。

やはりこれから3年間は資金の面でもまちづくり協議会から認定されると20万円が出るので、ぜひそれを有効に使っていただきたい。3年で終わってしまうので、3年以降も続けられるようにまた新たな仕組みをつくっていただいて、小学校とかもどんどん皆さんに声をかけていただく。当初は苗だったのが今度は自分たちで花を育てた後、種からつくられて皆さんに配っている。いろいろそういうことも工夫されながら頑張っておられるので、ぜひ続けていっていただければと思います。

まちづくり上井草は緑をベースに株立ちの木をやっていますが、今度の千日紅さんは花なので、これはテーマ型で緑と花と2つあって、多分これからの見本になっていくと思いますので、長く続けていただければと思います。

副会長 どうもありがとうございました。ほかの委員の先生方はよろしいですか。

委員 活動していく上で、この辺がもう少し何かあると盛り上がるのにか、こういう制度があつたらいいとか、何か思っていらっしゃることはありますか。

協議会申請者 制度ですよね。

委員 制度でもいいし、何かこれがあるからちょっとやりにくいとかそういうことはありますか。

協議会申請者 いいえ、すごく助かっていることが多くて、これから先も福島に毎年行く予定でいますが、偶然最初に一言を言ったおじさんが、まちに道路ができるので別荘の土地を売ることになったんですね。今度の8月でそこを引き払って、自分の実家の60坪あるところを借りて改装することになりました。自分のたった一言の約束でここまでしてもらったんだから、これからは自分がその土地と家を生かして、みんなを泊めることもできるし、東京で苗を植えなくても福島にみんなが行って植えることもできます。20万ある中で最初の交通

費が幾らかかるかをことし見ますと、来年からの予算も立てられるので、毎年少しずつ改良しながらやっています。

それと行政では商店街活動でも補助金をいただいたりしていますし、この千日紅同好会でもこういった形で支援していただいたりしているので、とてもやりやすい。それと何かをするのでも自分個人でやっているつもりでいたのですが、やはり杉並区とか東京都とかそういった名前が出ると安心する人も多いようで、少しずつふえてきています。

朝6時半に全員が来て毎日通りの花に水をやってくれたり、苗を植えたり、いろいろしていますが、そういった中でも犬の散歩をしている方とかが、咲くころになったら手伝いに行くと言ってくれているので、何とか頑張っていけると思っています。

副 会 長

どうもありがとうございました。一通り委員の皆様方から質問ということも含めて、むしろ応援演説が多かったような気はいたしますが、ここから少し審議に入っていきたいと思います。委員の先生方のお手元の箱の中に資料がいっぱい入っていますが、一番わかりやすいのはこの「杉並区まちづくり条例のあらまし」というリーフレットに、条例と同施行規則の写しがございます。

それで本日の審議の根拠になるのは、1つはこの施行規則の14条の要件で、申請について手続されて準備されているということと、12条に定められている団体の要件等々が施行規則に定められているので、これに照らしていかがかという話が1つ。

もう一つは、その上位の条例ですが、この杉並区のまちづくり条例の16条にテーマ型まちづくり協議会の設置についての要件の記載がされています。要するに区のまちづくりの基本方針、特に今回の場合はこの妙法寺さん、環状7号線を含むこの高円寺の地域です。これは杉並区のまちづくり基本方針の中の地区別構想の中に高円寺地域のものがあります。いわゆるこういう低密度・中密度、幹線道路、緑地、河川も全て入っているようなエリアでの美しい町並み、住宅地の景観、緑豊かな花づくり、そのようなものも基本方針に合っていること。

そういうことが前提になってこの16条のテーマ型まちづくり協議会、つまりここに記載されていることを読み上げますと、「区長はテーマ型まちづくり（まちづくりのうち緑の保全及び育成、歩行環境の向上など）に取り組んで

いるまちづくり団体をテーマ型まちづくり協議会として認定すること」ができます。認定されるとどんなメリットがあるかというのが、同じこのパンフレットに書いてあります。これが認定されると、21 条に支援がありますが、区長はまちづくり団体やまちづくり協議会等の活動に対する専門家の派遣などの必要な支援や情報の提供を行うことができます。

さっき都市計画の課長さんやみどり課の課長さんからもお話があったように、区の中で緑のグリーンベルト、帯の構想だとかいろいろな活動が進んでいるようなものの情報提供だとか、あるいは横ぐしというお話がありましたが、他の関連団体との協調とか協力とか、そんなものの情報提供とか支援も効果的に行っていただけるでしょう。そういうことで、千日紅同好会様にとってもメリットがおありでしょうし、活動の支援を区が認定するというので、最後におっしゃったように、非常に安心感も出るということもございますので、そのような条例 16 条、同施行規則の 12 条、14 条あたりを根拠として見ていただきます。これは審議事項ですので、審議の結果、申請のとおり認定するか、条件つきとするか、継続審議とするかという 3 つぐらいの選択肢がありますが、このいずれにするかということで決をとりたいと思います。

特にご異存あるいは強いご反対がなければ、私としては申請どおりお認めする方向でよろしいのではないかと考えておりますが、委員の先生方はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、審議事項の 1 つ目の千日紅同好会をテーマ型まちづくり協議会とする件については、申請どおりお認めすることにしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、協議会申請者の方はどうぞご退席ください。どうもご苦労さまでございました。

ぜひよい活動を継続して頑張ってください。

協議会申請者

ありがとうございます。

みどりのベルトの申請の方は、千日紅同好会の花で、小学校で協力して下さっています。それでパソコンの先生でもあるので、一緒にやろうということになっております。よろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

副会長

どうもありがとうございました。

(申請者退室)

それでは、続けて議題の報告案件が2件に移りたいと思います。

まずは杉並区景観計画の見直しについてということで、議題の1番目をよろしく願いいたします。

まちづくり推進課長 まちづくり推進課長から報告事項の最初の景観計画の見直しについて少しご報告します。

現在の杉並区景観計画は平成22年度に策定されたものですが、こちらの景観計画についてはさまざまな社会情勢の変化などを踏まえて、5年程度をめぐりに見直しとされております。

22年の策定以降、区でも杉並区基本構想の策定あるいはまちづくり基本方針の改定などがございました。また、景観施策に関連するさまざまなまちづくりの動きもありました。

こうした状況変化がこの間にあったことに対応するために、区では今年度はこの景観計画の改定を計画しております。そのご報告ですが、改定の検討に当たっては、区としてはこのまちづくり景観審議会のご意見を伺いながら、そこに区の関係課長等も出席して進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

既に皆様も御存じと思いますが、現在まちづくり景観審議会の10名の委員の皆様には7名の方がこの7月下旬で任期(満了)を迎えられます。この景観計画の見直しの検討は、これから区としてもどのような方向性でいくか固めた上でお諮りしてまいりたいと存じますが、その任期を迎える7名の委員の皆様には、22年の策定の際にもかかわっていただいた方が多くいらっしゃいます。そういうこともございますので、大変恐縮ですが、今後また新しくこの審議会の委員になる方々に、あるいはこれからの検討を引き継ぐ意味も込めて、差し支えなければ本日は杉並区景観計画あるいは景観施策全般、あるいはその見直しに当たって、何か留意したほうが良いことなど、ぜひこの後にご意見を頂戴できれば幸いです。

そうしたご意見をいただくきっかけとして、きょうは杉並景観計画もご用意しておりますが、私から簡単に景観法の概要、杉並区景観計画の概要などについてご説明します。資料は席上配付の資料2-①から④をごらんください。

最初のページは景観法の概要です。景観法については皆様も既にご案内のとおりですが、これまでの地方公共団体等の景観施策の取り組みを踏まえ、景

観に関する総合的な法律として平成 16 年に制定され、平成 17 年 6 月に全面的に施行されました。

景観法にはこちらに記載のとおり、良好な景観が国民共有の資産である、あるいは地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動に調和の形成などの基本理念を掲げつつ、都道府県あるいはその他の市町村等が、景観法に基づく景観行政を担う主体である景観行政団体となることで、さまざまな景観法の仕組みが活用できることが大きな制度の特徴です。

杉並区でも平成 21 年 4 月にこの景観行政団体となるとともに、杉並区景観条例を施行しました。この景観法の中の大きな制度の特徴は、景観計画が杉並区の景観計画にも結びつくわけですが、それについて概要をまとめておりますので簡単にご説明します。

景観法の第 8 条では、景観計画に定める事項が 3 つ挙げられておりまして、必須の事項、望ましい事項、必要に応じて定める事項となっております。

必須事項としては、景観計画の区域、良好な景観形成の行為制限のための事項を定めること、景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針となっております。

また、定めることが望ましい事項としては、良好な景観の形成に関する方針、さらに必要に応じて定める事項としては、景観重要公共施設の整備に関する事項などが定められております。

こうした景観計画を定めることによる効果がこの右側にございます。例えば、必須事項の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を規定することで、この建築物の建築などに対して届出・勧告を基本とする規制誘導が可能になります。また、特定届出対象行為とありますが、条例化することにより建築物のデザインや色彩について変更命令が可能になるというような効果がございます。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の指定などについては、所有者及び管理者の方に適切な管理義務が課せられるとともに、管理が適切でない場合の管理方法の改善などを命ずることができること。あるいは、現状変更について許可が必要になるなど、必要な効果が生じてくることがこの景観計画を定めることの特徴だと思います。

こうした景観法の趣旨に基づき、杉並区では平成 22 年に杉並区景観計画を策定しました。この杉並区景観計画では、区の特性を踏まえた将来像・基本

理念を掲げるとともに、これはちょうど図の真ん中にありますが、左側に景観法の大きな1つのツールである行為の規制に係る届出制度の運用を開始しました。

あわせて景観条例に基づいて、水とみどりの景観形成重点地区ということで、河川沿いなどについて景観形成重点地区を指定するとともに、それ以外の一般地域についてもそれぞれの土地利用の状況などを踏まえた景観形成基準などを策定し、届出等の手続を行ってきました。

さらに右側の大規模建築物の建築等に係る事前協議については、景観法というよりは、区の独自の景観施策になりますが、延べ面積が3,000平方メートル以上の建築などの場合は、事前協議を行っていただき、まちづくり景観審議会の景観専門部会にご意見を伺いながら、こうした計画を適切に準備していくことを景観計画の中に盛り込んでおります。

また、その下に緑の箱が幾つか並んでおります。普及・啓発あるいは景観モデル地区などの考え方、さらには景観重要建造物の方針は景観協定、景観重要公共施設などの内容についても景観計画に盛り込んでおります。

このうちコメントというか印をつけてある3つについては、景観法に明示されている制度で、景観重要建造物はまだ実績がない状況ですが、景観協定については戸建住宅地区で適用がございします。

また、景観重要公共施設についても記載の公共施設等についてさまざまな取り組みが行われております。

資料2-③は、ただいまご説明した景観法やあるいは景観条例に基づく届出の実績を記したものです。

1の受付開始は平成22年6月1日からです。

2はこれらの景観に関する届出の推移ですが、26年からさかのぼって3年ほどは200件ほどで推移している状況です。

3番の事前協議件数は記載のとおりで、やはり年間5回から8回程度の景観専門部会を開き、事前協議会についていろいろご指示をいただいております。この26年度の内容については、この後のもう一つの報告事項の中でご説明します。

4番目は参考として記載しましたが区民意向調査の結果です。区民意向調査は毎年度やっておりますが、町並みの美しさや落ち着きが「良い」と回答された方の数値は、この4年ほどは徐々に上昇傾向があります。

最後の資料2-④は、杉並区景観計画を真ん中に置き、景観法との関係、杉並区景観条例との関係の制度的な部分をかいつまんでまとめたものです。ただいまご説明したような内容で、参考に後ほどお目通しいただければと思います。

私からの説明は以上ですが、先ほど申し上げたとおり、ぜひとも委員の皆様方からこの景観計画の見直し等について今後につながるようなご意見をいただければ幸いです。

副会長

どうもありがとうございます。それでは、ただいまから40分弱ぐらいの時間をとれるかとは思いますが、それぞれの委員の皆様方から今の趣旨に沿って少しコメントあるいはご発言をいただきたいと思っております。景観計画の見直しということで、それぞれ審議会の委員の専門の分野のお立場からでも結構ですし、全般のいずれに関してでも結構ですので、一通りお話を伺っていきたいと思っております。僭越ながら〇〇委員から回る形でよろしいですか。それとも手を挙げていただいたほうがよろしいですか。

もし最初でちょっと言いづらかったから、後でもう一巡しますので、忌憚のないところをご発言いただければと思います。

委員

いつも景観専門部会のご報告を読ませていただくのですが、大概異議なしで、一生懸命委員の方にご発言いただいたものが参考意見という形で、なかなか反映されていないところが残念に感じていますので、何とかそのご意見がもう少し強く通るような感じにできればと思いました。

あと改めて自分の住んでいる近くなどを歩いてみますと、一般の住宅地域の中のアパートなどで割と派手な物などが混在しているのが気になります。そちらは規制する地域には入っていなかったりするのですが、そういうアパートなども景観を少し乱すようなことになり得ると感じました。

埼玉県の保育園で派手な物で近隣とトラブルがあった事例を伺っていますので、住宅街の中であってそんなに大きな物でなくても、今後トラブルが起きてくるような可能性もあると思いますので、その辺も含めて考えていただければと思いました。

副会長

どうもありがとうございます。保育園とか幼稚園は既成市街地の中に新設しようとする、意外に反対が周辺から出てくるというのは、どうも単に子どもの声がうるさい云々だけではないようですね。背景には、今のお話のような生活系全般がやはり変化するということもあるようです。いろいろ複合的

な要因だと思いますが、その辺は新しい動きの話題だと思しますので、見直し改定に向けてそういう現代的な、確かに生活系に関するような事項も、どのように盛り込めるかはかなり工夫しなければいけないとは思いますが、新しいまちの課題として大変重要な要点をご指摘いただいたと思います。どうもありがとうございます。

〇〇委員、続けてよろしいですか。

委 員

突然のことなので余り考えがまとまりませんので、この場の趣旨に沿うかどうかわかりませんが、私の個人的な感想としては、杉並区はとても景観に対しては熱心であって、実際に最近の事例でいうと、荻外荘の購入とか再整備といますか、そういうことを含めてすごく熱心にやっている区だと思います。

他の区に住んでいる友人といろいろな話をしている、杉並区はすごい、うらやましいという話をよく聞きます。そういう点では一区民としてとてもうれしく思います。

実現がなかなか難しいことだとは思いますが、個人的な思いとして感じることは、1つは杉並区の農地です。これは区の手だけではどうしようもないことはよく承知しております。

でも、都市の農地というのは、その都市の中の景観の大事な1つの部分、要素だろうと思います。最近の事例としては体験型農園のファーム荻窪の所有者の方がお亡くなりになって相続が起きた。そのときに杉並区が幸い、これは農業公園としてまた整備されるという話を聞いておまして、とてもうれしく思いますけれども、今後そういう事例はたくさん起こってくると思います。難しいことは百も承知しておりますが、何とか景観としての農地の保全ができないものかと思っています。

もう一点は、先ほど事例がないとおっしゃった景観重要建造物ですが、事例はないでしょうけれども、実際に残したいと思う建造物は区内にもまだたくさんあると思います。私は西荻北に住んでおりますが、私のうちの近くでも立派な古い洋館で、いつもすごいな、すごいなと思って眺めていたら突然なくなって、ミニ開発になってしまったという事例があります。個人の所有物ですからなかなか難しいですが、やはり景観を考えるとときにはどこまで個人の私権を制約できるのかは、大きなテーマになってくると思います。

感想として以上です。

副 会 長

ありがとうございました。また大変大事な事項をご指摘いただいたように私も思います。今の農地の話なんかは、この「すぎなみのまちの動き」という土地利用現況調査の分析という資料を見ると、生産緑地の件数、面積の推移あるいは農地の状況なんかがつぶさにわかります。これは実態としてやはり一方で景気がよくなってくると、不動産投資開発が盛んになってきます。生産緑地指定されているところは、一定期間は補助できるでしょうけれども、以降は宅地化農地になっていくとやはり駐車場を経ながら土地利用としては変化していく。

特に畑の場合は、田んぼと違って水を使わないものについては比較的簡単に宅地化していってしまう可能性があるので、そういうところは大きくまちの景観が変わりますよね。

確かに農業公園のさっきの事例などは大変いい取り組みだと思いますが、全てがそこでカバーできるわけではないでしょうから、そういうときに緑の附置義務みたいなものとか、あるいは景観の条例で都市利用が変わっていくのはやむを得ない。けれども、どうやってオープンスペースとしての事業者負担というか、単純な金銭負担、開発負担金の制度の話ではないと思いますが、お金の換算できないような緑の価値、オープンスペースの価値をどのように開発と両立させていくのかも新しい問題かもしれないですね。

それから、2つ目の大事な歴史的な価値のある、あるいは景観的に価値のある建物の保全も非常に悩ましい、難しい話で、建築学会などでも最近やはり近代以降の建築家がつくったようなものが、開発の名のもとにどんどん壊されていくことに対して、保存要望は出すのですが、それ以上のものはやはり学会としてもなかなか出せません。所有者とも協議になってくるわけですが、ここについては日頃から、やはり例えばそういう今のお話のあった洋館の所有者さんが不在地主とかだと非常に困るのですが、少なからずそこにお住まいであれば、顕彰制度を使って大事だということを所有者さんにもわかっていただくとか。ふだんから少し市民や区民に可能な範囲で公開をしてみただいて、やはり所有者もこれは大事だと自覚していただくような取り組みを平時から進めるとか。何かそういう平常時から大事な建物であることを広く公開できる範囲でやることも1つの施策だという感じもします。

先ほどのテーマ型まちづくり協議会みたいなところでそういうテーマも出てくるとおもしろいのではないかと思います。どうもありがとうございました。

続いて〇〇委員さん、お願いします。

委員 確認ですが、その景観法の改正というのは、全般的に見て何か改正を少し加えていくのか。問題が出てきたところがあるので改正されていくのか。その辺だけ確認したかったんです。

まちづくり推進課長 景観計画の見直しということですか。

委員 はい、見直しということです。

まちづくり推進課長 現段階ではやはりそういったさまざまな、この5年ほどの変化を踏まえた中で考えていきたいと思っております。

委員 世の中の情勢に合わせてということですか。

まちづくり推進課長 でありますとか、区の施策との整合ですとか、そういったことが課題になると思います。

まちづくり担当部長 補足しますと、景観法とおっしゃいましたが、恐らく景観計画の改定のことですが、運用自体も5～6年しておりますので、まずその運用実績の検証が必要だと思います。この景観計画が杉並の良好な景観形成についてどのよう
に寄与してきたのか、十分だったとかということをもまずは踏まえる必要、
検証する必要があると思います。

それに加えて先ほど課長からご説明したとおり、この22年に景観計画をつくってから杉並にも大きな行政上の変化がございました。杉並区の行政の再考自体の基本構想も改定されておりますし、それを踏まえて都市整備分野の都市計画マスタープランの基本方針も変わりました。

先ほど農地の関係でお話が出ましたが、農地も含む緑地保全方針もある程度経過して、杉並区を取り巻く各種行政上位計画が変わっておりますので、それを踏まえてこの1つの行政計画である景観計画はどうあるべきかについても考えていく必要があります。この大きな2つの視点をもって見直していきたいと思っております。

委員 ありがとうございます。まず1つは、私は上井草に住んでいるのですが、結構上井草の地区は大きい土地が多いのですが、相続とかでそこがいつの間にか解体されて2つに区切られています。最低面積70平方メートルとかそういうのはありますが、そうすると緑が結構ゆったりしていたのがほとんどなくなっている。そういうところに対しては、時代の流れと相続と考えるとしようがない部分もあるのかもしれませんが、やはり町並みが崩れていくのが残念です。

あとは最近空き家が多くなってきているので、その空き家の建物が壊れそうだけでも緑はいっぱいあるとか。緑がいっぱいあるけれども、どうしても周りからいうと放火とかいろいろそういうので心配な部分がある。全体的な法律である程度行政が主導で手をつけられるようなことが進んでいるとは思いますが、その辺も先ほどおっしゃったように、地主が高齢者でいないとか、所有者もわからないというときに、例えば 30 坪ぐらいの土地でも区がミニ公園としてその一部を買って、そこを憩いの場としてあると。高齢者になると、大きくて遠いところには行けなくなってくるので、身近にそういう公園があってもいい。そういうところも何かうまく区で残すことも含めて対応できたらいいと思います。

副 会 長

ありがとうございます。土地所有者の都市計画と市民の都市計画は常に永遠の課題ではあると思いますが、確かに東京都全体で見ると都心 3 区などは、屋上緑化も含めてかなり建築と一体化した工夫をせざるを得ないようなところまで来ています。

逆に世田谷、杉並とか練馬とか、一方で緑地が減りつつあるという何か変な構造が起きてきているので、そこら辺は開発の推移と都市の発展の中で考えざるを得ないのだと思います。今のお話のようなミニ開発についても、一口に最低敷地規模を定めるといっても簡単にはいかないの、難しい問題かと思えます。

緑地の面積規定は当然あると思いますが、デザイン次第では幾ら公開型といったところで、実際に外から使いにくくなっていたりとか、見えにくくなっていたりすると余り効果がないというのもあります。やはりそれはデザインの的なものとの単純な平面積割合だけではないあり方に気をつける。だから、それは景観計画に盛り込むのか、設計指針に反映させるのかということはあるかと思いますが、その辺まで目配りできるような仕組みにしていかなないとまずいという感じがします。

さっき部長さんがおっしゃったように、この 22 年からの間の評価をどうするかというのは、多分きょうの議題ではないと思いますが、これは大変重たい議題と思うので、ぜひそれはどのようにするのか、鋭意お進めいただければとは思いますが、一口に評価といっても難しいですね。やはり功罪両面あるだろうし、過不足もあると思いますが、それは実際にとっても見直しに際しては大事なことだというご発言だと思いますので、ぜひ進めていただいて、何

らかの方法で審議会なり専門部会なりにご報告いただければという感じはします。

まちづくり担当部長 今後、まず景観計画そのものは、法律ないし条例上、最終的にセットするには都市計画審議会及びこのまちづくり景観審議会の意見を聞いた上で行政計画として決めることになっております。

私としては1回、行政のほうで案を全部決めて、ほんと「これでいいですか」という形で1回きりの議論で決めるというやり方は、今回はとらないほうがいいと思っています。せつかくこのようにたくさんご知見をお持ちの方がそろっておられる会議ですので、その中でこちらから論点あるいは状況を整理した資料をお示ししてご意見をいただきながら、我々も作業を進めていきたいと思っております。非常に示唆に富むいろいろなご指摘があります。

例えば専門委員の意見が参考意見扱いになってしまうとか、あるいは規制対象になっていないものがあるのではないかという話もございました。そこは今の一般地域については、高さ10メートル以上、延べ面積1,000平方メートル以上が規制の対象になっています。基本的には、私はそこも検証しないといけないと思いますがどう考えるのか。何でもかんでも規制すればいいというものでもないと思います。行政にもマンパワーに限界がありますし、景観計画の前提である景観法においても、経済活動等との調和によって有効な景観が形成されていくとうたわれておりますので、そこにも留意する必要があると思います。

あと〇〇委員から2つご指摘いただきました。敷地の分割の話ですが、こちらでも景観に大きく影響をもたらす1つの論点だと思います。杉並区まちづくり基本方針の中では、最低敷地面積についてもう一回考え直すべきではないかという記述もございまして、庁内では鋭意検討も進めております。

これもどうなるかわかりませんが、私が今の時点で感じておりますのは、その内容を景観計画に取り込むのは違うと思っております。それは関連しますのでよく調整はした上で、そういう視点をもって景観計画を見直していくことが大切だと思いますが、その内容そのものを景観計画に取り込むのは議論する理由として少し違ってくるのかと思います。

そういう意味では空き家についても、空き家対策特別措置法が成立し、それについてどういう対応をとるかについては、庁内で体制をとって鋭意検討を進めております。市区町村は計画をつくることのできるようになっておりますので、

それに向けて検討は進んでいると思います。その中身をこの景観計画の中に持ってくるというのとも違うのかと思いますが、やはり相互に乗り入れるというか接続する部分がありますので、そこはよく留意して議論を進めていきたいと思います。

副 会 長 ありがとうございます。それでは、右側の〇〇委員さんからまた引き続きよろしくをお願いします。

委 員 今の部長のお話は、ぜひそのような方向でお進めいただけるようにと思います。

〇〇委員が先ほど、せっかく委員が発言した内容が今一つ生かされていないと思えると、私も常々思っているところです。いろいろな審議会があって、どの審議会も共通の状況ですよ。同じ問題点があるだろうと思いますが、その辺を含めてぜひそれぞれの委員会の委員、この場ですからこの委員会の委員からの発言は、具体的に反映されるようなチャンスが持てるように、結果報告だけでなく進み方ですね。お願いしたいというのが1点です。

今回のこの専門委員がこうなったから報告するというのも、言ってみれば1年も前の結果報告だから、今からこれをどうこう言えるものではないというのはある意味もったいない。ここに書かれていることはざっと見ましたら全然問題はないのですが、私たちとしてもぜひチャンスをいただきたいということです。

このいただいた資料の計画概要に書いてある内容でそれぞれにはありますが、この資料2-②で、景観形成重点地区で「水とみどりの景観形成重点地区」は、善福寺川の流域の部分で、特に私は緑を生かせるのはこの絵よりももっと善福寺川緑地だとか、和田堀公園だとか、水と緑の景観という意味合いでは周りに緑がある地域が生かせると捉えています。

今ある意味、善福寺川の三面護岸で全面的な改修が進んでいますよね。この辺も河川自体が区の管轄外になって都の管轄ですから、どこまでかわれるかということ、肝心のところになると杉並区は手が出せないということになっているのが実情なので、せっかくこうしたらいいと思ってもそこまで踏み込めない。あるいは、そういう状況だからこれもほかと似たようなものですが、計画がある程度進んで今から大きくバックできない状況になって、情報が取り扱われるというレベルといったようなのが実態です。

善福寺川のこの景観形成、緑と水の善福寺川となると、その辺をもう少し都

との調整とかそういうのも不可欠だと思います。その辺まで含めてこの区の全体の緑を生かせる、特に水辺絡みというのは区だけのことではないわけですから、ぜひ他の部分との、特に東京都との調整を図っていただいで進めることができるように、組み立てをご検討いただきたいと思います。どうやったらこの景観計画あるいは条例等に展開できるかは見えませんので触れませんが、工夫をお願いしたいと思います。

それで何で水辺、川の中までと申し上げたかという、周辺の川から、都の管理地から外の区の管理地だけやっても、緑と水辺とはどうもオーバーの上から搔くような関係で、もっと水の中に積極的に区民の意思が展開されるようなデザインがきるような活動につながるような組み立てが必要だと思います。

そこまでいくのは都の管轄だから区では触れられないとか、またさっきの話につながります。ぜひ杉並区の水と緑という景観を考えるときには、水の中まで完全に区民の意思が入るような組み立てでいけるようなところをお願いしたと思います。

副 会 長

どうもありがとうございました。例えば、今の水と緑のご指摘もありましたが、この2-②の資料にあるようなモデル地区が、景観形成重点地区を目指す中で、この4～5年で、そういう意味ではこのモデル地区の景観づくりの推進、進捗の評価なんていうのも非常に興味のあるところですね。

だから、これが重点地区を目指すという意味からどの程度の進捗があったのかということも、非常に興味のわくところです。どんな感じかというのは、何か1つぐらいご披露いただけますか。

例えば、中杉通り沿道周辺地区と善福寺公園周辺と大田黒公園周辺地区の3つの大きなものがあると思います。これはそれぞれ詳細にということではなくかいつまんでどのような状況ですか。

まちづくり推進課長 大田黒公園周辺地区については、地区計画がございますのでその運用として着実に景観形成を進めております。また、先ほど委員からご指摘がございましたが、荻外荘公園の整備もございます。そうしたことを通して周辺にはさまざまな歴史的資源もございますので、それらの回遊性とのつながりも今後の課題ではないかと考えております。

副 会 長

うまくいっているということですね。

まちづくり推進課長 そのように捉えております。

まちづくり担当部長 区の取り組みについては、次回以降説明したいと思いますが、必ずしも胸を張ってご説明できる状況かというややや……。

副会長 課題は幾つかおありだろうと思います。

まちづくり担当部長 あとは善福寺川の話が〇〇委員から出ましたが、例えば資料2-①をごらんいただければ、景観重要公共施設が景観法ないし景観計画のとても強い効果が法律上は与えられています。景観重要公共施設の整備に関する事項、仮に景観計画に定めれば、当然施設管理者の同意が必要ですが、善福寺川の場合には都庁の同意があれば、その整備は景観計画に定められた事項に即して行われなければならない義務が都庁に課せられます。

したがって、当然都庁と協議調整する中で、進んで書くと彼らは自分たちをそれこそ縛ることになるので、管理者として慎重になるということだと思います。その意味において、今どういう縛りがかかっているかと申しますと、その流域は市街化が進んだ杉並区を東西に横断する貴重なオープンスペースであって、今後東京都が策定する神田川流域河川整備計画に基づき、親水拠点や緑化などの整備を進め、潤いのある水辺環境を創出していきますという、わかったような、わからないようなことでしか書かせてもらえなかったのか、書かなかったのかわかりませんがそういう状況になっています。

これを今回どこまでできるのか。これは都庁の同意が必要ですので、そのあたりの協議も必要だと思っています。

委員 まさにそこを実際にそのようにできるように組み立てていかないと、確かにそこにちゃんと書いてあるけれども、書いてあるようにやろうと思うというところどころにバリアがあって、それが抜けられないわけです。ここから先は抵抗が大きいとかということも含めて、あるいはこっちから言っても向こうが受けつけないとか、そういうようなことも含めて……。

まちづくり担当部長 恐らく〇〇委員がご期待されるような詳細な記述は、都庁はそうやすやすとは認めてくださるかどうかは、まさに我々の頑張りにかかっていることかと思えます。

副会長 〇〇委員さんはまだ任期はありますか。

委員 今のところ私はあるんですね。

副会長 では、ぜひ改めての機会でもたご発言いただければと思います。

では、〇〇委員さん。

委員 私は専門部会の委員も兼任していますので、大規模建築物の事前協議の制度

について少し意見を申し上げます。

最初に〇〇委員からご発言がありましたように、今の制度でいいますと、大方のものが異議なしで、その上で参考意見を付すというような仕組みが割と一般的になっています。

その結果として、参考意見が必ずしも受け入れられないわけではなくて、ほとんどの案件ではある程度受け入れていただいていると感じています。でも、この中で気になりますのは、この専門部会という制度自体が余り双方向性の協議体制になっていなくて、どちらかというとな事業者さんの概要を聞いて、それに対して意見を一方的に投げかけるというような仕組みになっています。

仕組みはそうですが、委員がたまたま皆さん 40 代以下の若い方ですので、なるべくカジュアルに会議が進むようには心がけています。私は色彩ですが、普通は専門部会とか景観審議会で個別の色、具体的に 10YR 8/1 にしなさいというようなことはなかなか申し上げにくいのですが、そういうことも含めてなるべく実効性が保たれるように運営しているつもりではいます。でも、やはり双方向性がないということで、どの程度相手の方に受けとめていただいているのか。

例えば、明るくしなさいというのを極端に明るくはできないけれども、多少歩み寄ることはできるというような妥協点を探って、言い方は悪いですが 60 点ぐらいのものを 80 点に上げていくというような細かな協議ができにくい仕組みになっているのかと思います。

例えば、他区ですとこういう審議会ではなくてアドバイザー制度というのがあって、案件によっては 2 回、3 回と継続してその調整をしていくことによって、かなり当初の届け出内容からはいいものになっていくというような仕組みも取り入れているところも多いと思います。その点ではもう少しこの事前協議の制度の中に専門家の意見がより具体的に、より細かな点で生かされるような仕組みづくりが重要ではないかと思います。

それとこの事前協議制度は毎年 30 件弱ありますが、その中でこれはノーというのが 1 件ぐらいあるのと、これは全く私たちが意見するまでもなく、期待できる、こういうものをぜひやっていただきたいというのが 1 件ぐらい必ず出てきます。その後者のほうにもう少し、こういうものをやっていただけると杉並区としてはありがたいということをストックしていったり、あるいは顕彰したりというような制度があるといいと思います。それが後々、例え

ばガイドラインになっていくとかということがあるといいと思います。

また、きょうの前半で千日紅の活動がありました。そういう活動の分野でも非常にすばらしい、他区にはないような取り組みもあると思いますので、そういう方々を少し顕彰するような仕組みがあるといいと感じました。

副 会 長
委 員

ありがとうございます。〇〇委員、お願いします。

1つは届出があった場合に区が変更命令を出さなかったというような場合で、周辺の住民は制度上争えないような仕組みになっているし、意見を言う機会も十分ありません。そこをやはり少なくとも周辺住民に計画を示して意見を言えるような手続は、どこかで考える必要があるということです。

〇〇委員からも古いよい住宅などの保存の話が出ましたが、もう一つはやはり寺社仏閣も重要な位置を占めていると思います。杉並区でも幾つか立派な神社とかあって、建物だけでなく周りの緑も立派なものがある、何かこっちは安泰だと思っていると、今は結構檀家が減ってくるのか、そういうことで経済的な情勢が大変になって、半分はマンションをつくりましょうとか、そういうことがいろいろなところで持ち上がってきています。

そういう意味では景観重要建造物の仕組みだけでなく、さまざまな制度があると思いますので、そういう寺社仏閣なども事前にきっちり協議をして、あちらにとっても経済的に追い詰められてそういう建築行為とかに走らざるを得ない事態になる前に、そうならないような工夫をやはりしていくことです。そういう歴史的かつ周りにいい環境をつくっている寺社仏閣を保存していくことを長期的に考えていく必要があるのではないかという気がします。

もう一つは空き家で、いろいろな自治体で空き家とともにいわゆる景観支障の建築物ということで、いわゆるゴミ屋敷的なものは景観上の問題とも位置づけて対応を始めているところもふえてきています。これは景観だけではなくて、住んでいる人の福祉の問題とかいろいろなことも絡んでくるので、景観だけで処理できる問題ではないと思いますが、やはりそういう問題も景観にもほかの部署にも関連するというので、庁内の協力を得て対処できるように考えていくのは、杉並でも結構必要になってくるのではないかという気がします。

副 会 長

ありがとうございました。一通り委員の皆様方から景観計画の見直しに先立ってというか、今期でご退任になられる委員の先生方はもとより、留任される委員の方々からも先立って、今お気づきの点のコメントをいただきました。

た。事務局におかれては今後正式な見直しの作業に着手される過程で、またいずれ新メンバーでの審議会とのやり取りが出てくると思いますから、きょうのことも含めてうまく反映していただけるといいのではないかと思います。

私もごくごく簡単に一言だけ、感想的なことになるかもしれませんが申し上げます。恐らく先ほどの千日紅同好会のところでも写真等々で随分出てきていましたが、杉並区のにぎわいの景観をつくってきた大きなものになるものは、やはり住宅地の中に形成されてきた商店街空間は非常に大事な資産としてあったと思います。

当然ながらそこは建築の方としては住商併用というか、つまりお住まいになって自分で商売されているという伝統的にそういうものが多いわけですが、実は私も卒業論文で30年ぐらい前に杉並区の商店街を全部回った記憶があります。それから比べるとやはり随分商業は商業でも型が変わってきていますね。オーナーもそこにいないとか、あるいはチェーン展開している、大規模化してくるとか。

そうなるとそのにぎわい景観というのが、誰のためのということになりますね。住民、生活者のためのにぎわい景観ということでは必ずしもなくなって、いわゆる来街者というか、外から来る人たちあるいは買い物客のその時間、そのときだけのにぎわいとなってしまうと、これはやはり本来の地域のにぎわい景観とは異質なものになってくることがあります。つまり、盛り場的なにぎわいと地域の生活に根づいた生活系としてのにぎわいとは違いが出てくるので、そういう意味では特に住宅街の中であって、コミュニティの核になってきたようなにぎわい景観としての商店街をどのように守っていくか。

これは、つまり商店街一軒一軒は個人所有の財産ですから、民地、民有財産ですが、商店街空間となると公共性が極めて出てくるので、そこに対する支援なり保全なり、あるいはいろいろな制度的な専門関係も含めたような支援も含めて、きめ細かな提案や計画もできるような形になってくるといいと思います。

具体的にいうと、例のまちづくり条例の制度がありますが、地区指定型の協議会の仕組みとかああいうもので、地元の発意もうまく生かしながら、そういう商店街と組んだような生活系にぎわい景観の保全みたいなもの、あるいはそれは建築が更新していってもそういう社会的な空間としての商店街のに

ぎわいは守っていくようなことができるのではないかと思います。

駅周辺の話、拠点的な商業とは別の話になりますが、特に住宅街の中の歩行系のところが大事だと思いました。

そういうことで時間が残り 13～14 分になりましたので、事務局から事前に伺っているのは、あともう一つ報告事項として、杉並区まちづくり景観審議会の景観専門部会の調査審議の結果についてのご報告をいただくことになっていきますので進めさせていただきます。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長 それでは、私から 26 年度の杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について簡単にご報告します。資料は 3 番です。

26 年度の景観専門部会の開催状況ですが、8 回開催され、27 件の案件がございました。このうち大規模建築物にかかわるものは 11 件、公共施設の整備にかかわるものが 16 件でした。

さらに大規模建築物の 11 件の内訳ですが、共同住宅などの建築物の建築行為が 7 件、外壁の塗装の塗り替えなどが 4 件でした。

また、公共施設の整備の 16 件の内訳ですが、施設の新築あるいは公園の新設などが 6 件、外壁の色彩の変更などが 8 件、道路のカラー舗装化などが 2 件でした。

資料をお目通し願えればと思ひまして、詳細な説明は控えますが、公共施設の整備に関する事前協議としては、例えば 2 ページの下に先ほど来話題になっている (3) 荻外荘公園の新設ということで意見を挙げさせていただいております。さまざまな参考意見をいただきましたが、これらについては反映する方向で、3 月に荻外荘公園の南側地区を暫定的に整備して開園を行っております。

また、大規模施設についてはほとんどが異議なしということで、18 ページの (4) 杉並区方南 2 丁目計画の新築については、記載のとおり建物が 2 つありますが、そのうち北側の建物について明度差の解消とか色彩的な適合などという意見がございます。これについては区としても事業者と協議をしております。

済みません。説明が不足しておりましたが、公共施設の整備が 16 件についてはいずれも異議なしということでご審議いただきました。

副 会 長

ありがとうございます。専門委員をやっている〇〇委員、何か補足的なことはございますか。

委員 今期は比較的ビンテージマンションといいますが、30年から40年経過したマンションの耐震改修を含めた外装のやり替えが多くて、その中で既存のものを全く変えないという考え方と、せつかくの機会だから少し目立つようにしたいというような考え方があったように思います。

その中で改修の機会を捉えて少しでも景観形成に寄与していただくようにという考えがなかなか伝わらなくて、多少苦勞したという記憶があります。

今期は公園の計画での審議が幾つかありましたが、区の方との意思の疎通が大分できてきたということと、5年間やっていますので、恐らくこういう指摘があるのだろうというのを事前に意識しながら計画を進めていただいていることも出てきました。ですので、多分地域の方々の調整は非常に難しい問題がある中で、景観に対する意識も持っていて、結果として全く意見がつかなかったことも出てまいりましたので、そういう意味では協議を重ねてきた価値が少しずつ確認できるようになってきたようには感じます。

副会長 設計者さん、事業者さん側のほうで少しそういう意識が高まってきたということですか。

委員 どちらかという公共のほうですね。設計者さんは比較的杉並に大規模のものを建てるというような事業規模を持っている事業者さんですので、非常に悪いというのはなかなか出てきません。そんなところです。

副会長 今ご説明があったこの当該事例については、割と公共側のものが多いということですよ。

委員 そうですね。

副会長 補足をどうもありがとうございました。何かご質問はございますか。

よろしいですか。では、これは報告ですのでそのままお聞きしたということで終わらせていただきます。

それでは、きょうのまちづくり景観審議会を閉会します。では、事務局にお返しします。

まちづくり担当部長 本日はどうもありがとうございました。先ほどの議論の中でもありましたとおり、現在のまちづくり景観審議会のきょうお集まりの委員の皆様で、一部の方は制度上本年7月28日でこれ以上再任できないという規定になっております。次回の7月28日までに再度この景観審議会を開けるかどうか未定ですが、場合によっては今回が最後の審議会になるかもしれませんので、改め

まして、長い間、杉並の良好な景観形成にご尽力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

今後も引き続きさまざまな形で、杉並区のまちづくりにご尽力、ご支援を給えればありがたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

—— 了 —— (11時55分)